

佐賀県告示第百五十五号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十三年四月十二日

佐賀県知事 古 川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	22-21	今日からヒットマン 18	(株)日本文芸社	52971-24	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
〃	22-22	あきそら 3	(株)秋田書店	44942-95	
〃	22-23	ヤングアニマル嵐 2011 No. 4	(株)白泉社	28307-4/1	
〃	22-24	実話マッドマックス 4月号	(株)コアマガジン	15279-04	